

地域研修会

経営に生かすコミュニケーション術
~やる気と行動を引き出すコーチングの基本~

12月7日(水)南紀田辺市ガーデンホテルハナヨにて、地域研修会が開かれた。本研修は、全国統一研修会等の開催会場が都市に集中しているため、地理的に参加が困難となつている地域の会員を対象に実施されたものである。今回は、オフィスコーチング・ジョイ代表、宮崎ひろみ氏を講師に迎え、「経営に生かすコミュニケーション術」と題して、午後1時より3時間にわたる研修を受けた。

た。事実、参加者の顔ぶれは確固たる参加目的を持ち、経営戦略に生かすのはもちろんのこと、中には心理学にも興味を持った会員も見受けられた。初めに、講師より、「コーチング」とは、会話を重ねることを通じて、目標達成するために必要な知識や技術、ツールが何であるかを見つけて出し、それを相手に備えさせるプロセスである。そしてこの数年、ビジネス分野で注目され、急速に導入が進み、多くの企業において、個人の資質・能力を引き出すのに成果を上げてきている、との説明を受けた。続いて、「コーチングの基本」について、ワークショップ(体験学習)を交えた研修を受けた。



オフィスコーチング・ジョイ 代表 宮崎ひろみ氏

研修の前に、会議用机をすべて取り払って、講師を椅子で囲む形に並べ替えた。話を聞くだけではどうしても忘れてしまふ。実際にトレーニングをし、今日からすぐ実践出来るものをつかんで帰ってもらいたい」という講師の配慮からであつた。

研修の前の、会議用机をすべて取り払って、講師を椅子で囲む形に並べ替えた。話を聞くだけではどうしても忘れてしまふ。実際にトレーニングをし、今日からすぐ実践出来るものをつかんで帰ってもらいたい」という講師の配慮からであつた。

研修の前の、会議用机をすべて取り払って、講師を椅子で囲む形に並べ替えた。話を聞くだけではどうしても忘れてしまふ。実際にトレーニングをし、今日からすぐ実践出来るものをつかんで帰ってもらいたい」という講師の配慮からであつた。

判断を脇に置かない。批判、評価しすぎない。タギミングよく相手と向き合う。相手の言葉をそのままオウム返しをする。安心感を与えるため、対面ではなく90度に座る。話しやすさ環境を作り、心から聴いてみる。2. 「質問すること」

1. YES/NOで答える。2. 自由な考えさせるオープン型質問は「気持ち」を促す。3. 可能性に焦点を当てた効果的な質問例。4. 「君はいつも頑張っているな」

1. 「君はいつも頑張っているな」 2. 「君のおかげで助かっているよ」 3. 「みんな君を信頼しているよ」

互い相手を褒め合い、褒められることによる心地良さや体験した。相手の存在そのものを認め、信念・価値観を褒める。温かい好奇心で相手をよく観察することがポイント。やる気と自発的な行動が起ってくる。

テレビスポット広告

毎日放送(4ch) 関西テレビ(8ch)で放送

税理士制度及び税理士業務についての対外PRとして、テレビスポット広告は大きな効果があるが、本年度は笑福亭仁鶴さんをフューチャーした

「ラーメン店大合唱」の契約を更新し、放送するものとしており、ラーメン店に集まる事業者達から、難しい税金のことは税理士に相談しよう、と

仁鶴さんお得意のロシア民謡「一週間のメロデー」に乗せた替え歌を大合唱する内容で、

「TV放送局・放映本数」 毎日放送(4ch) 112本

「TV放送期間」 平成18年2月16日(木)から23日(木)まで。



近畿税理士会 近畿税理士会

「TV放送局・放映本数」 毎日放送(4ch) 112本

「TV放送期間」 平成18年2月16日(木)から23日(木)まで。

平成18年度償却資産の申告について(お願い)

固定資産税は土地及び家屋だけでなく事業用の償却資産にも課税され、事業用の償却資産の所有者は毎年1月31日までに資産所在区の区長に申告することが地方税法第383条において義務づけられています。

一定の条件を満たす償却資産が課税の対象となりますが、結果的に免税点(課税標準となるべき額が150万円)未満となり課税されない場合であっても申告する必要があります。

なお、平成18年度の申告につきましては次の点にご留意のうえ、よろしくご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成17年中に取得又は売却(廃棄)された資産については、申告書に同封している「種類別明細書(増加資産・全資産用)」又は「種類別明細書(減少資産用)」を作成してご提出ください。

「償却資産申告書」、「種類別明細書」については、平成18年1月31日(火)まで(なるべく1月20日(金)まで)に、資産の所在する区の区役所税務課土地償却資産担当までご提出ください。

大阪市では、平成18年1月16日(月)から電子申告(パソコンを利用した償却資産の申告)の受付を開始します。

くわしくは、大阪市財政局ホームページ(http://www.city.osaka.jp/zaisei/)又はeLTAホームページ(http://www.eltax.jp/)をご覧ください。

大阪市・区役所

近畿税理士会福祉制度

割安な保険料で大きな死亡保障

グループ保険

(子ども特約付団体定期保険)

- ①割安な保険料で大きな保障が得られます。
②病気で死亡保険金300万円から2,500万円まで自由に選択できます。
③会員・従業員ご本人に加え、配偶者・お子さまもご加入できます。

休業中の生活保障

所得補償保険

- ①ご加入期間中に病気やケガで働くことができなくなり、就業不能の日数が免責期間を超えたとき、保険金をお支払いします。
②所得の補償期間は1年間、長期療養もご安心です。

年金共済

(振出型企業年金共済)

- ①わずかな掛金で豊かな将来の生活設計ができます。
②従業員の方々の退職金準備にも活用できます。
③簡単な手続きでご加入できます。

委託保険会社 DAIJO 大同生命保険株式会社 (グループ保険部分)

日本興亜損害保険株式会社 (所得補償保険部分)

委託保険会社 DAIJO 大同生命保険株式会社

※ご加入に際しては、所定のパンフレットを必ずごらんください。

近畿税理士会

お問合せ先 DAIJO 大同生命

近畿税理士共済北支社(大阪市中央区谷町1-5-4) 近畿税理士会館(大同生命ビル) TEL 06-6943-4915

近畿税理士共済南支社(大阪市中央区東波2-2-3) 御堂筋グランビル10F TEL 06-6213-5901

F-16-1(平成16年4月15日)